

1 べきかについて検討を行った。

2  
3 ② 報告された調査等の内容

4 厚生労働科学研究（長谷川班）において、薬事・食品衛生審議会薬事分  
5 科会委員等を対象に、申告書の様式について、記入に要する時間、内容の  
6 確認方法等についてのアンケート調査が行われた。

7 当該アンケート調査の暫定集計結果によると、申告書の記入に要した  
8 日数（実際の作業着手から返送に要した日数）は1日以内とする委員が  
9 大半であり、記入内容についても「評価できる」と「やむを得ない」と  
10 いう回答を合わせて9割が肯定的な回答であった。

11  
12 ③ 現時点における考え方

13 当該アンケート調査の暫定集計結果によると、現行の申告方法は、簡  
14 単明瞭な方法として評価すべきものと考えられる。また、金額の区分を  
15 より細かくすると、申告書等の作成に時間を要し、部会等の開催当日に  
16 おける運営が困難になるおそれがあることも勘案すると、現行の申告の  
17 方法を見直す必要はないものと考えられる。

18  
19 4) 申し合わせという位置付け

20 ① 現状と論点

21 「審議参加に関する遵守事項」は、薬事分科会の「申し合わせ」とし  
22 て決定されたものである。

23 この薬事分科会が審議ルールの一つとして「申し合わせ」を行うと  
24 いう位置付けで良いかどうかについて検討を行った。

25  
26 ② 報告された調査等の内容

27 薬事・食品衛生審議会令第12条においては、「この政令に定めるもの  
28 のほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審  
29 議会に諮って定める」こととされている。

30 同政令の規定に基づく薬事・食品衛生審議会規程第5条においては、  
31 「分科会の議事運営に関し必要な事項は、分科会長が当該分科会に諮っ  
32 て定める」こととされており、同規程に基づき、薬事分科会規程や申し  
33 合わせが定められるという仕組みになっている。

34  
35  
36  
37 ③ 現時点における考え方